

令和6年度

監 査 計 画

宇部市監査委員

令和6年度 監査計画

1 基本方針

宇部市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、令和6年度の監査計画を定め、監査、検査、審査等（以下「監査等」という。）を効率的かつ効果的に実施する。

また、監査等の実施に当たっては、各種の監査等の有機的な連携及び調整の下に、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法（以下「法」という。）第2条第14項から第16項までの規定の趣旨に則りなされているかどうかについて、特に意を用いるものとする。

2 監査等別実施方針

令和6年度の監査は、「令和6年度監査等年間計画表」により行うものとし、計画外の監査等が必要となった場合は、必要に応じて、適宜、監査計画を修正し、対処する。

なお、監査等の実施計画及び事務局職員の分掌事務等の実施体制は、別途実施時期までに定めるものとする。

(1) 定期監査（法第199条第1項及び第4項）

ア 基本方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかという観点をもって実施する。

併せて、職員自らが事務処理ミス等の防止を自分事として認識し、組織としても適正化に向けた取組が主体的かつ継続的に行われるよう積極的に働きかけを行うとともに、DX（Digital Transformation）の推進による業務プロセスの見直し観点を含めた行政監査的視点に立って実施するものとする。

なお、監査サイクルについてはおおむね2年サイクルとし、前回監査の指摘内容を踏まえ適切に監査を行うこととする。

イ 実施方法

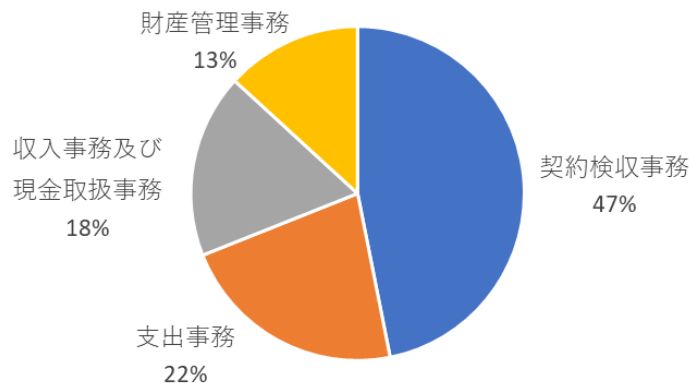
監査の共通項目は次のとおりとし、部局等ごとに実施計画を作成し、実施する。

- (ア) 予算の執行事務
- (イ) 収入事務及び現金取扱事務
- (ウ) 支出事務
- (エ) 契約検収事務
- (オ) 財産管理事務

ウ 令和6年度重点項目

過去3か年（令和2～4年度）における定期監査で見受けられた不適切な事例では、契約検収事務に関するものが約半数を占め、次いで、支出事務が22%と高い割合を示している。

過去3か年における定期監査で見受けられた不適切な事例（項目別）



令和6年度は、引き続き財務事務監査上の最重要ポイントである現金取扱事務を注視するほか、不適切な事務処理の発現状況及びその影響の大きさ等を踏まえ、次に掲げる3点を重点項目とする。

- (ア) 契約検収事務について、適切な対応がなされているか。
 - ・ 予定価格の算定は適切に行っているか。
 - ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。また、その理由を適切に記録しているか。
 - ・ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。
 - ・ 契約書に定める所定の手続は適正に行われているか。

- ・契約が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で厳正に確認しているか。

(イ) 支出事務について、適切な対応がなされているか。

- ・支出負担行為として整理する時期は適切か。
- ・支出の時期は適切か。
- ・予算の流用手続及び時期は適正か。
- ・支出の根拠となる書類等は提出されているか。また、書類は適切に作成されているか。
- ・補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- ・補助金が充当される経費は、適切かつ明確なものとなっているか。

(ウ) 財産管理事務について、適切な対応がなされているか。

- ・備品、公有財産等の財産は適切に管理されているか。
- ・備品管理台帳、公有財産台帳等は正しく作成されているか。
- ・郵便切手は適切に管理されているか。
- ・使用許可等の手続は適正に行われているか。

(2) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

ア 基本方針

財政援助団体に対し、その財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われているかどうかを主眼として実施する。

(ア) 社会福祉法人宇部市社会福祉協議会

(イ) 株式会社にぎわい宇部

イ 実施方法

定期監査の実施方法に準じて、対象団体ごとに実施計画を作成し、実施する。

(3) 例月出納検査（法第235条の2第1項、地方公営企業法（以下「公企法」という。）第31条）

ア 基本方針

会計管理者及び企業管理者の現金の出納事務が正確に行われているかどうかを主眼として実施する。

イ 実施方法

現金確認検査は定例日（原則として毎月25日）に実施する。

出納事務の当否及び収支に係る計数の確認、収支内容確認のための証憑書類等の検査については、一般会計、特別会計及び公営企業会計の前月分を対象に検査する。

有価証券の保管業務検査は3月に実施する。

(4) 決算審査（法第233条第2項、公企法第30条第2項）

ア 基本方針

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

イ 実施方法

日程等具体的実施方法については、別途実施計画で定める。

企業会計については、年度当初に貯蔵品検査を実施する。

(5) 基金の運用状況審査（法第241条第5項）

ア 基本方針

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

イ 実施方法

日程等具体的実施方法については、別途実施計画で定める。

(6) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第3条第1項、第22条第1項）

ア 基本方針

健全化法に規定する健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び公営企業ごとの資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを主眼として実施する。

イ 実施方法

日程等具体的実施方法については、別途実施計画で定める。

(7) その他の監査等

その他の法令に基づく監査等については、適時、その必要に応じて実施するものとし、以上の業務を効率的に行うため、必要な外部研修への参加や職場研修の実施などにより、監査委員及び事務局職員の資質の向上を図る。

3 監査等の結果に関する報告の提出、公表（法第199条第9項）

定期監査等の結果に関する報告については、議会、市長及び関係のある委員会等に提出するとともに公表を行う。

4 措置状況の確認

定期監査で見受けられた不適切な事例について、実施から3か月後を目途に措置状況の報告を求め、改善の有無等の確認を行うとともに、再発防止の観点から、適宜所属長や実務担当者と協議の上、必要な調整を図る。

5 会議、研修等

令和6年 4月	山口県都市監査委員会常例会（山陽小野田市）
令和6年 5月	中国都市監査委員会（宇部市）
令和6年 8月	全国都市監査委員会総会・研修会（大阪市）
令和6年11月	西日本都市監査事務研修会（呉市）
令和6年11月	山口県各市監査委員事務局職員連絡協議会（柳井市）

別表

令和6年度 監査等年間計画表

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
定期監査等	北部総合支所 議会事務局					財政援助団体等 (株式会社にぎわい宇部・社会福祉法人宇部市社会福祉協議会)	市民環境部	土木建設部 (下水道事業会計) 水道局 交通局	都市政策部 土木建設部 (下水道事業会計除く)	総務部	観光スポーツ文化部		
決算等審査等	貯蔵品検査		<p>公営企業会計</p> <p>一般・特別会計、基金運用</p> <p>健全化判断比率等</p>									有価証券 保管業務検査	
例月出納検査	24日(水)	27日(月)	25日(火)	25日(木)	26日(月)	25日(水)	25日(金)	25日(月)	25日(水)	24日(金)	25日(火)	25日(火)	
監査委員協議	毎月1回以上												
監査委員会等	山口県都市 監査委員会 常例会 (山陽小野田市)	中国都市監査 委員会 (宇部市)				全国都市監査 委員会総会・ 研修会 (大阪市)							西日本都市監 査事務研究会 (呉市) 山口県各市監 査委員事務局 職員連絡協議 会(柳井市)